



2022年10月4日

各 位

会 社 名 AMG ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長谷川 克彦
(コード: 8891 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 取締役管理部長 大脇 貴志
電話番号 052-212-5190

(開示事項の経過) 株式の取得 (子会社化) 完了に関するお知らせ

当社は、2022年8月8日付「株式の取得 (子会社化) 及び特定子会社の異動に関するお知らせ」において、株式会社川崎ハウジング (以下「川崎ハウジング」という。) 及び株式会社ハウメンテ (以下「ハウメンテ」という。) の全株式を取得することを開示しておりましたが、本日、株式譲渡手続きが完了しましたので、お知らせいたします。

記

1. 異動する子会社の概要

①株式会社川崎ハウジング

| | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社川崎ハウジング |
| (2) 所 在 地 | 熊本市北区高平二丁目 14 番 53 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長 川崎 昌美、代表取締役社長 若林 和彦 |
| (4) 事 業 内 容 | 戸建分譲住宅の販売、建築工事業等 |
| (5) 資 本 金 | 25 百万円 |
| (6) 設 立 年 月 日 | 1989 年 3 月 13 日 |
| (7) 純 資 産 | 4,015 百万円 |
| (8) 総 資 産 | 9,751 百万円 |

②株式会社ハウメンテ

| | |
|---------------|----------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社ハウメンテ |
| (2) 所 在 地 | 熊本市北区高平二丁目 14 番 53 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 川崎 昌美 |
| (4) 事 業 内 容 | 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介等 |
| (5) 資 本 金 | 10 百万円 |
| (6) 設 立 年 月 日 | 1996 年 11 月 1 日 |
| (7) 純 資 産 | 511 百万円 |
| (8) 総 資 産 | 886 百万円 |

(注) 2022年10月1日付で川崎昌美氏が代表取締役社長に就任しております。

2. 取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

①株式会社川崎ハウジング

| | |
|---------------|---|
| (1) 異動前の所有株式数 | 0株 (所有割合 0%、議決権の数 0個) |
| (2) 取得株式数 | 2,513,680株 (議決権の数 2,513,680個) |
| (3) 異動後の所有株式数 | 2,513,680株 (所有割合 100%、議決権の数 2,513,680個) |

②株式会社ハウメンテ

| | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 異動前の所有株式数 | 0株 (所有割合 0%、議決権の数 0個) |
| (2) 取得株式数 | 200株 (議決権の数 200個) |
| (3) 異動後の所有株式数 | 200株 (所有割合 100%、議決権の数 200個) |

3. 取得価額

2022年8月8日付「株式の取得（子会社化）及び特定子会社の異動に関するお知らせ」において記載した概算額は以下のとおりです。

| | |
|----------------|----------|
| ①本件株式取得価額（概算額） | 2,672百万円 |
| ②取得関連費用等（概算額） | 31百万円 |
| ③合計（概算額） | 2,703百万円 |

本件取得価額は、川崎ハウジング及びハウメンテの取得価額が一体となった金額となっております。本件株式取得価額の算定にあたっては、類似企業比較法により同社の PER 及び PBR を算出し、20%程度の非流動性ディスカウントを加味した上で、相手方との協議により本件株式取得価額を決定しております。また、その公平性・妥当性を確保するため、外部機関によるデューデリジェンスを実施しており、その結果を本件株式取得価額に加味しております。

株式譲渡契約締結後、川崎ハウジング及びハウメンテは、株式会社川崎ホールディングスに対する貸付金の精算等を目的とした剰余金の配当を実施しました。その結果、川崎ハウジング及びハウメンテの純資産額が約 2,300 百万円減少し、それに伴い本件株式取得価額も同額が減少しております。

| | |
|-----------|--------|
| ①本件株式取得価額 | 371百万円 |
| ②取得関連費用等 | 31百万円 |
| ③合計 | 402百万円 |

本件株式取得価額の変更は、株式譲渡契約の譲渡価額調整条項に基づくもので、引き継ぐ純資産の減少に連動して取得価額が減少したものであり、本件株式取得価額算定の前提に変更はありません。

4. 今後の見通し

本件株式取得により負ののれんが発生する見込みですが、その金額ならびに今期（2023年3月期）連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後、開示すべき事項が発生いたしましたら速やかに開示いたします。

以上